

被留置者の留置に関する訓令

平成3年5月21日
山口警察本部訓令第3号

(概要)

この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）その他の法令に定めるもののほか、留置業務の適正な管理運営及び被留置者の処遇の適正を図るため、必要な事項を定めたものです。